

公文書部分公開決定通知書

越経第751号
令和5年(2023年)9月27日

土屋公司様

越谷市長 福田



令和5年9月13日付けで公開請求のあった公文書については、越谷市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	1. 2021年4月1日付一般社団法人越谷市観光協会と株式会社SiroProのバーベキューサービス運営業務に係る業務委託契約書	
公開の日時及び場所	日時	令和5年(2023年)9月27日(水)以降の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土日、祝日を除く)
	場所	越谷市役所第二庁舎2階 総務課
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付	
公開に係る費用	手数料 0円 写しの作成に要する費用 100円	
公開しない部分及び理由	別紙のとおり	
公開することができるようになる期日		
所管課	環境経済部経済振興課 電話 048-967-4680(直通)	
備考	公開に係る費用の内訳 写しの作成に要する費用 10円/枚(A3まで)	

- (注)1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
 2 ご来庁の際には、事前に電話等で所管課まで連絡してください。
 3 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

甲
第
10
号
証
1
2

業務委託契約書

一般社団法人 越谷市観光協会

株式会社 Sir o P ro

2021年 4月 1日

業務委託契約書

一般社団法人越谷市観光協会（以下「甲」という。）と、株式会社 SiroPro（以下「乙」という。）とは、甲の業務委託に関し、以下のとおり契約を締結する（以下「本契約」という。）。

第1条（目的）

甲は乙に対し越谷市及び越谷市近隣地域の観光の視点にたった「にぎわいの創出」を目的とし、甲が所在する敷地内の下記施設（以下「本件施設」という。）において、次のバーベキューサービス（以下「BBQ」という。）の運営業務を委託し、乙はこれを受託した。

記

施設名称	越谷市観光協会 LAKE SIDE BBQ
施設住所	埼玉県越谷市レイクタウン4-1-4 (管理者 一般社団法人越谷市観光協会)
指定場所	水辺のまちづくり館における駐車場の一部及び敷地の一部 水辺のまちづくり館内的一部（男女トイレの使用目的） ※別紙1のとおり

第2条（業務）

- 前条における乙の受託業務範囲は次のとおりである。
 - 施設を活用したBBQの管理運営及び広告宣伝業務。
 - 施設における飲食場所の管理運営。
 - BBQにおける提供食料品の衛生管理及び在庫管理業務。
 - 施設内の美化、清掃業務。
 - 水辺のまちづくり館内のトイレ清掃及び管理。
 - その他詳細については別紙仕様書に基づく。
- 乙は、名義の如何を問わず本件受託業務の再委託を含め、本契約に基づく執行を第三者に再委託し、あるいは第三者と共に名義による営業をしてはならない。

第3条（設備等の管理）

- 乙は、本件受託業務遂行にあたり、本件施設を善良なる管理者の注意をもって管理、使用し、防災等に万全を期すものとする。
- 乙が本件業務遂行にあたり、本件施設及び甲の設備・備品乃至什器（以下「設備等」という。）の使用に伴って発生した事故については、乙が責任を負うものとする。但し、その事故が設備等の瑕疵に起因したものであって、かつ甲が瑕疵の存在につき故意又は重大な過失があった場合にはこの限りではない。
- 乙が、本件施設、甲の設備又は什器・備品を滅失・毀損した場合には乙は責任をもって、修繕又は補充をするものとする。

第4条（善管注意義務）

乙は、甲から乙への委託業務にかかる仕様書及び業務指示に基づき、善良なる管理者の注意をもって、委託業務を遂行するものとする。

第5条（履行場所及び契約期間）

1 履行場所は埼玉県越谷市レイクタウン4-1-4 水辺のまちづくり館敷地内とする。

2 契約期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までとする。

但し、契約満了の3か月前までに、一方当事者より別段の書面による意思表示がなされない場合で、かつ、甲乙間で取引が継続している場合は、新たな期間を1年間として自動更新されるものとし、以降も同様とする。

第6条（業務委託料）

甲は乙に対し、本件業務委託料として月間売り上げの [REDACTED] を、別紙仕様書で定める方法により支払う。

第7条（販売仕入費及び販売管理経費）

施設内における販売仕入費及び販売管理費は、甲が支払うものとする。

第8条（秘密保持）

1 甲及び乙は、次の各号に規定するものを除き、相手方当事者の事前の書面による承諾なしに、本件業務の遂行により知り得た個人情報及び相手方が秘密として指定又は表示した情報（以下、「本件秘密情報」という。）を、漏洩又は開示してはならない。

但し、甲及び乙は、本契約の目的達成のため合理的に必要な範囲で、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びコンサルタントその他の専門家に対し、秘密保持義務を課した上で秘密情報を開示することができる。

- (1) 相手方から取得した時点で、既に自らが保有していた情報。
 - (2) 相手方から取得した時点で、既に公知であった情報。
 - (3) 相手方から取得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報。
 - (4) 自らが相手方の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報。
 - (5) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく開示を受けた情報。
 - (6) 法令その他これに準ずる定めに基づき開示が要求された情報。但し、当該要求を受けた当事者は、速やかに相手方に当該事実を通知するものとする。
- 2 前項は、本契約の終了後も効力を有する。

第9条（不可抗力）

天災地変その他甲乙双方の責めに帰すべからざる事由により、本契約の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じたときは、本契約はその部分について、当然に効力を失い、甲及び乙は、ともにその責を負わないものとする。

第10条（損害の補償）

- 1 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対し被った損害の補償を請求できる。
 - (1) 甲又は乙が本契約又は委託業務にかかる仕様書に違反したとき。
 - (2) 甲又は乙が第11条に定める契約解除を行ったとき。
- 2 本契約の業務遂行に関して、乙の故意又は過失によって本件施設の営業が不可能若しくは著しく困難になった場合、乙は甲に対し、甲が休業により被った損害の賠償を行うこととする。
- 3 前項の損害額については、一日あたり [] とみなす。

第11条（契約の解除）

- 1 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときは、何らの事前通告なしに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約又は個別契約に違反し、相手方が一定の期間を定めて催告したにも関わらず、当該期間内にこれを是正しないとき。
 - (2) 財産状態が悪化、又は悪化する虞があると認められる相当の事由があるとき。
 - (3) 破産等の申立があったとき。
 - (4) 差押等の処分を受けたとき。
 - (5) 手形や小切手等が不渡りになったとき。

第12条（契約解除の効果）

- 1 前条又は両者間の合意により本契約が解除されたとき、あるいは本契約期間満了により終了したときは、乙は、甲に対し、本件施設及び本件施設内の諸設備並びに備品等を、乙所有の物を除き、現況有姿のまま存置して引き渡す。
- 2 乙は、前項により、本件施設等を引き渡すときは、本件施設に付加した物（有益費）などにつき、買取り又は費用の償還請求をせず、立退料・移転料その他名目の如何を問わず金品の請求はしないものとする。

第13条（報告義務）

- 1 乙は甲の求めがあるときは、施設業務に関する情報を速やかに開示しなければならない。
- 2 乙は甲の求めがあるときは、施設業務にかかった経費等の証憑及び帳簿書類を開示しなければならない。

第14条（反社会的勢力との関係排除・損害賠償）

- 1 甲及び乙は、自己、自己の役員もしくは実質的に経営に関与する者等（以下「役員等」という。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力ではないこと、また過去に反社会的勢力だったことがないこと、及び反社会的勢力との関係を一切遮断していること、並びに今後も遮断することを表明し、相手方に対し保証する。
- 2 甲及び乙は、相手方が前項に違反したとき、又は違反していたことが判明したときは、別段の催告を要せず、甲乙間の契約を即時に解除することが出来る。
- 3 相手方が本条第1項に違反することにより損害を被った当事者は、相手方に對し、その損害の賠償を請求することが出来る。なお、前項に基づく契約の解除は、その損害賠償の請求を妨げない。

第15条（その他）

- 1 事業実施拠点にて金銭・金券の盗難・紛失が生じた場合は、その損失は乙が補償する。但し、甲に故意又は重過失のある場合は、その限りではない。
- 2 本件の管理及び運営業務において、提供した食品等における事故（食中毒等）が起こった場合は、その損害は乙が誠意をもって相手方に対して補償する。但し、甲及び取引先に故意又は重過失のある場合は、その限りではない。

第16条（協議事項）

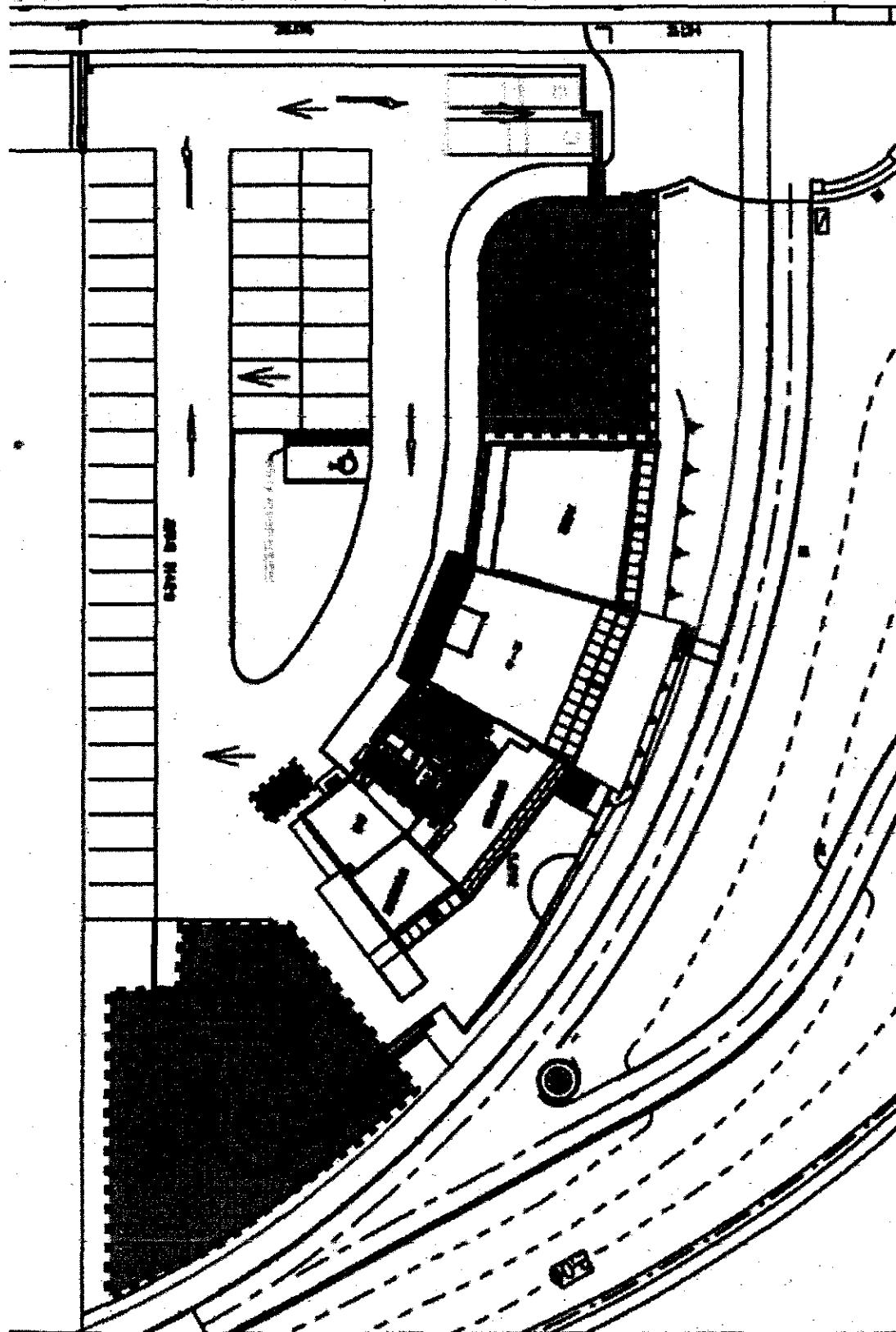
本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

第17条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、さいたま地方裁判所越谷支部を第一審管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印の上、各1通を保有する。

別紙1 BBQ運営及び設置範囲は赤の破線内



2021年4月1日

甲：埼玉県越谷市レイクタウン4-1-4

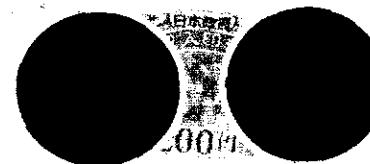
一般社団法人越谷市観光協会

代表理事

乙：埼玉県越谷市赤山本町

株式会社 SiroPro

代表取締役



越谷市観光協会 LAKE SIDE BBQ 管理運営業務仕様書 (レイクサイドバーベキュー)

一般社団法人越谷市観光協会（以下「甲」という。）が運営する越谷市観光協会バーベキューサービス（以下「BBQ」という。）の委託業者 株式会社 SiroPro（以下「乙」という。）が行う業務の内容及びその範囲等は、関係法令等による他、この仕様書による。

事業内容に関する事項

1 事業の目的

甲は乙に対し越谷市及び越谷市近隣地域の観光の視点にたった「にぎわいの創出」を目的とし、施設を活用した観光拠点のPRを行い、効果的な運営と市民サービスの向上を目指すものである。

2 施設の概要

施設名称	越谷市観光協会 LAKE SIDE BBQ
施設住所	埼玉県越谷市レイクタウン4-1-4 (管理者 一般社団法人越谷市観光協会)
指定場所	水辺のまちづくり館における駐車場の一部及び敷地の一部 水辺のまちづくり館内 の一部 (男女トイレの使用目的) ※別紙1のとおり

3 休業日

- ・定休日は無し。
- ・年末年始。（12月29日から翌年1月3日まで）
- ・上記のほか、管理上必要があるときは、甲の承諾を受けて、臨時に休業日を定めることができる。

4 営業時間

10時から21時までとする。但し、管理上必要があるときは、乙は甲の承諾を受けて、これを変更することができる。

5 乙が行う業務内容

乙は、次の業務を行うこととする。業務仕様書に定めのない事項については、甲と乙で協議の上、定めるものとする。

- (1) 乙は甲が認めたサービスを請け負うこと。
- (2) 電話による問い合わせの対応及び予約管理業務。
- (3) 乙はBBQサービスの売上金を管理すること。

- (4) 乙は日額の売上金は売上金報告書を添えて甲に入金すること。
- (5) 施設内における広告宣伝業務及び観光案内業務。
- (6) HPやSNSを活用した周知活動。
- (7) その他、甲が必要とするもの。
- (8) 乙が独自で行うものについては甲の許可を得たうえで実費にて行うものとする。
- (9) 提供する食品等の衛生管理及び在庫管理業務。
- (10) その他、記載なき事項は甲と乙が協議の上決定する。

6 施設の維持管理等

乙は、次の管理を行うこととする。業務仕様書に定めのない事項については、甲と乙で協議の上、定めるものとする。

- (1) 施設の開場及び閉場。
- (2) 施設及び施設敷地内の清掃。
- (3) トイレ使用を目的とした水辺のまちづくり館内の清掃、管理及び施設等。
- (4) 鍵の保管。
- (5) 施設に付帯する電気、水道、火氣等の点検。
- (6) 施設内の危険個所及び障害物等の点検、報告。
- (7) その他、記載なき事項は甲と乙が協議の上決定する。

7 利用案内等

乙は、次の案内等を行うこととする。業務仕様書に定めのない事項については、甲と乙で協議の上、定めるものとする。

- (1) 利用者の案内、誘導等。
- (2) 障がい者の誘導。
- (3) 施設内での病人、けが人等に対する救護措置。
- (4) 利用者からの苦情・要望等の処理。
- (5) 施設内での拾得物の対応。
- (6) 備品設備等の取扱い・操作方法等の指導。
- (7) 施設利用後、施設の原状回復および破損・滅失の点検・確認。
- (8) その他、記載なき事項は甲と乙が協議の上決定する。

8 甲への連絡

- (1) 受付書類等の定期的連絡。
- (2) 使用条件の違反があったとき。
- (3) 施設および備品の破損・滅失と修繕・工事完了の連絡。
- (4) 事故者があったとき。
- (5) 保守点検の報告。
- (6) その他、記載なき事項は甲と乙が協議の上、決定する。

業務委託料等の支払いに関する事項

1 業務委託料の支払

甲は、月額の売上金の [REDACTED] を業務委託料とし、乙に支払うものとする。

支払方法は次の通りとする。

- ・乙は毎月2回に分けて（1日～15日締め、16日～月末日締め）請求書を発行し、甲は請求書を確認後、銀行振り込みにて支払うものとする。
- ・振込手数料は甲が負担する。

振込先 [REDACTED]
[REDACTED]

2 各種保険の取扱い

乙は、火災保険の他、業務の実施に必要な保険に加入するものとする。

留意事項

- 1 乙は事業の目的達成のため、甲の指示に従い、誠意をもって業務を執行すること。
- 2 火気管理業務を行うこと。
- 3 個人情報の保護と情報公開の事務手続きを行うこと。